平成２３年（フ）第１５３号
岡山県津山市福力69番地１
債務者　平　　美穂
１　決定年月日時　平成23年12月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月13日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１５６号
岡山県美作市福本954番地
債務者　小林　　洋
１　決定年月日時　平成23年12月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月13日午後１時40分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１７５号
栃木県小山市花垣町２丁目11番21号　サンハイツ花垣302号、従前の住所栃木県小山市大字羽川53番地８
債務者　田村　忠之
１　決定年月日時　平成23年12月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月10日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第３２６２号
横浜市神奈川区西大口456―１　臼井第２ビル407、住民票上の住所横浜市金沢区六浦２丁目４番４号
債務者　小椋　香代（旧姓平湯）
１　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２６８号
神奈川県藤沢市長後1169番地の１　コンフォール102
債務者　山本　　眞
１　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６００号
静岡県磐田市平間1274番地132、前住所北海道札幌市東区北45条東16丁目１番２―1001号
債務者　酒井　　香
１　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５２２号
岡山市北区奥田本町15番９号
債務者　金海起太こと　金　　起太
１　決定年月日時　平成23年12月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２１年（フ）第６０９号
奈良県宇陀市榛原山辺三2247番地
破産者　株式会社山崎工務店
１　決定年月日　平成23年12月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第９７３号
東京都調布市緑ケ丘１―45―46
破産者　亡緒方道夫相続財産
１　決定年月日　平成23年12月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５０号
静岡県牧之原市布引原443番地の１
破産者　有限会社三花社
１　決定年月日　平成23年12月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７１号
福島県相馬市中村字泉町10番地の６
破産者　株式会社八巻製材所
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第２７３号
相模原市中央区千代田５丁目11番８号
破産者　株式会社エスオーケイ
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第８７号
京都府京丹後市網野町高橋635番地
破産者　株式会社石田電気設備工業
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第１４８３号
神戸市兵庫区中之島１丁目１番１号
破産者　大誠水産株式会社
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６３５号
岡山市南区浜野３丁目６番２号
破産者　橋本　浩二
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４９５号
青森市大字新城字平岡160番地1601
破産者　有限会社三上重機
１　決定年月日　平成23年12月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０３９号
大阪市北区東天満２丁目10番14号
破産者　ノエルコム株式会社
１　決定年月日　平成23年12月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８号
福岡県八女市高塚618番地の１
破産者　有限会社高塚窯業
１　決定年月日　平成23年12月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所八女支部